



# 和歌山県報

発行 和 歌 山 県  
和歌山市小松原通一丁目 1 番地  
毎週火、金曜日発行

## 目 次 (\*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

### ○ 規則

\*51 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則 (子ども未来課) ..... 1

## 規 則

### 和歌山県規則第51号

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則 (昭和39年和歌山県規則第105号) の一部を次のように改正する。

第2条第3項第5号コ中「別記第7号様式」を「別記第8号様式」に改め、同号中コをシとし、ケをサとし、クをコとし、同号キ中「別記第6号様式」を「別記第7号様式」に改め、同号キを同号ケとし、同号カの次に次のように加える。

キ 政令第3条第5号又は第31条第5号に規定する当該配偶者のない女子又は男子となった事由の生じたときから7年を経過する日までの期間中の生活を維持するのに必要な資金 別記第6号様式による収支状況表

ク 政令第3条第6号、第31条第6号又は第32条第5号に規定する失業している期間中の生活を維持するのに必要な資金 雇用保険受給資格者証等

第2条第4項中「別記第8号様式」を「別記第9号様式」に改める。

第3条中「別記第9号様式」を「別記第10号様式」に、「別記第9号様式の2」を「別記第11号様式」に改める。

第4条中「別記第10号様式」を「別記第12号様式」に改める。

第5条中「別記第11号様式」を「別記第13号様式」に改める。

第6条第1項中「別記第12号様式」を「別記第14号様式」に改め、同条第2項中「別記第12号様式の2」を「別記第15号様式」に改める。

第7条中「別記第13号様式」を「別記第16号様式」に改める。

第8条第1項中「別記第14号様式」を「別記第17号様式」に改め、同条第2項中「別記第15号様式」を「別記第18号様式」に、「別記第15号様式の2」を「別記第19号様式」に、「別記第15号様式の3」を「別記第20号様式」に改める。

第9条中「、生活資金又は特例児童扶養資金」を「又は生活資金」に改め、「、継続してその貸付けを受ける場合は別記第16号様式により」を削り、「申し出る」を「しようとする」に、「別記第16号様式の2による書面によらなければならない」を「別記第21号様式により申請しなければならない」に改める。

第11条を削り、第10条中「には、別記第17号様式」を「は、別記第23号様式」に改め、同条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

(貸付金の継続申請様式)

第10条 技能習得資金、修学資金、修業資金又は生活資金の貸付けを受けている者が、継続してその貸付

けを受けようとする場合は、別記第22号様式により申請しなければならない。

第12条を次のように改める。

(貸付け停止の通知様式)

第12条 政令第12条及び第13条（政令第31条の7又は第38条において準用する場合を含む。）の規定により貸付けをやめたときは、別記第24号様式による通知書を、当該貸付けを受けた者に送付するものとする。

第12条の2を削る。

第13条を次のように改める。

(償還の免除及び猶予申請様式)

第13条 法第15条（法第31条の6第5項又は第32条第5項において準用する場合を含む。）の規定による貸付金の償還免除又は政令第19条（政令第31条の7又は第38条において準用する場合を含む。）の規定による償還金の支払猶予の申請は、別記第25号様式による書面によらなければならない。

2 知事は、前項の申請書を受理したときは、必要な調査を行い、償還猶予又は免除を決定したときは別記第26号様式により、不承認と決定したときは別記第27号様式により当該申請者に通知するものとする。

第14条を第16条とし、第13条の次に次の2条を加える。

(貸付金の一時償還の請求様式)

第14条 政令第16条（政令第31条の7又は第38条において準用する場合を含む。）の規定による一時償還の請求は、別記第28号様式による書面によって行うものとする。

(違約金の計算)

第15条 政令第17条本文（政令第31条の7又は第38条において準用する場合を含む。）の規定により違約金を計算する場合において、その計算の基礎となる金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てるものとする。

別記第9号様式を削り、別記第8号様式を別記第9号様式とし、別記第7号様式を別記第8号様式とし、別記第6号様式を別記第7号様式とし、別記第5号様式の次に次の1様式を加える。

別記第6号様式 (第2条関係)

## 収支状況表 (1 か月分)

(政令第3条第5号又は第31条第5号に基づく生活資金)

区 分		申請時の収支状況	借受後の収支計画
収    入	給 与 事 業 収 入	円	円
	養 育 費		
	児童扶養手当 公 的 年 金		
	他からの援助 続柄 ( )		
	借 入 金		
	そ の 他		
	計		
支    出	被 服 費		
	住 居 費		
	食 費		
	光 熱 水 費		
	教 育 費		
	交 通 費		
	そ の 他		
計			

※ 添付書類…現在の収入証明書

別記第9号様式の2を削る。

別記第10号様式を次のように改める。

別記第10号様式 (第3条関係)

第 号  
年 月 日

様

和歌山県知事



母子・父子・寡婦 福祉社資金貸付決定通知書

年 月 日付で貸付申請のあった は、  
次のとおり貸し付けることに決定しましたので、通知します。

資金の種類	
貸付番号	
貸付金額	金 円 (月額 円)
貸付期間	年 月から 年 月まで ( 年 月間)
償還期間	年 月から 年 月まで ( 年 月間)
償還方法	月 1回の賦金 円 ( 回)
	半年賦 年 最終回 円

別記第10号様式の2を削る。

別記第11号様式を次のように改める。

別記第11号様式 (第3条関係)

第 号  
年 月 日

様

和歌山県知事



母子・父子・寡婦 福祉資金貸付不承認決定通知書

年 月 日付け申請の 母子・父子・寡婦 福祉資金  
( 資金) は、貸付不承認と決定しましたので通知します。

別記第20号様式を削る。

別記第19号様式中「(第12条関係)」を「(第14条関係)」に改め、同様式を別記第28号様式とする。

別記第18号様式の3中「(第11条関係)」を「(第13条関係)」に、「福祉資金償還猶予不承認決定通知書」を「福祉資金償還免除・猶予不承認決定通知書」に、「償還猶予に」を「償還免除・猶予に」に改め、同様式を別記第27号様式とする。

別記第18号様式の2を削る。

別記第18号様式中「(第11条関係)」を「(第13条関係)」に改め、同様式を別記第25号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。



別記第26号様式 (第13条関係)

第 号  
年 月 日

様

和歌山県知事



母子・父子・寡婦 福祉資金償還免除・猶予決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 母子・父子・寡婦 福祉資金の償還については、次のとおり免除・猶予することに決定しましたので通知します。

資金の種類	資 金		
借 主			
免除額・猶予額			
免除額・猶予額 の 内 訳	(元金)	円	
	(利子)	円	
免除・猶予期間	年 月 日から	年 月 日まで	
未償還金の 償 還 方 法			

別記第17号様式中「(第10条関係)」を「(第11条関係)」に改め、同様式を別記第23号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

別記第24号様式 (第12条関係)

第 号  
年 月 日

様

和歌山県知事



母子・父子・寡婦 福祉資金貸付停止決定通知書

あなたに貸付けをしてきた は、母子及び父子並びに  
寡婦福祉法施行令第12条第 項第 号・第13条第 号 (同令第31条の  
7又は第38条において準用する場合を含む。)の規定によって、  
年 月 日から貸付けを停止します。

貸付金の種類		貸付番号	
当初貸付決定額		円	
貸付停止年月日		年 月 日	
貸付停止の理由			
既貸付済額			
償還 方法	据置 期間	年 月 日から 年 月 日まで	償還 期間
	賦別 金額	月 1回の賦金 半年賦 年 最終回	年 月 日から 年 月 日まで 円 ( 回) 円

別記第16号様式の2中「福祉資金貸付辞退申出書」を「福祉資金貸付辞退・減額申出書」に、「辞退したい」を「辞退・減額したい」に、「辞退する」を「辞退・減額する」に、「貸付金辞退期日」を「辞退・減額期日」に、「貸付金辞退の」を「辞退・減額の」に改め、同様式を別記第21号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。



別記第15様式の3を別記第20号様式とする。

別記第15号様式の2を削る。

別記第15号様式を別記第18号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

別記第19号様式 (第8条関係)

第 号  
年 月 日

様

和歌山県知事



母子・父子・寡婦 福祉資金増額決定書

年 月 日付けで申請のあった の  
貸付額の増額については、次のとおり決定することになりましたので通知します。

貸付金の種類		貸付決定番号	
貸付額	当初貸付決定額	円 (月額) 円 年 月 日から 年 月 日まで	
	増額決定額	円 (月額) 円 年 月 日から 年 月 日まで	
償還方法	据置期間	年 月	償還期間 年 月 日から 年 月 日まで ( 年 月 間)
	賦金別額	月 1回の賦金 半年賦 年 最終回	円 ( 回) 円

別記第14号様式を別記第16号様式とし、別記第13号様式を別記第15号様式とし、別記第12号様式を別記第14号様式とし、別記第11号様式の次に次の2様式を加える。



別記第12号様式 (第4条関係)

(表)

年 月 日

和歌山県知事 様

借 主 住 所  
氏 名 ⑩

連帯借主 住 所  
氏 名 ⑩

連帯保証人 住 所  
氏 名 ⑩

法定代理人 住 所  
氏 名 ⑩

母子・父子・寡婦 福祉資金借用証書

次のとおり借用します。ついては、母子及び父子並びに寡婦福祉法等の定めるところに誠実に従い、相違なく償還します。

資金の種類		貸付番号	
借 受 金 額	総 額	金 円	年度 円 年度 円 年度 円 年度 円 年度 円
	月 額	金 円	年度 円 年度 円 年度 円
利 子	年利 % ・ 無利子		
借 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
償 還 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
償 還 方 法	月 1回の賦金	円 ( 回)	
	半年賦 年 最終回	円	

※ 数年にわたり継続して貸し付けられる資金については、単年ごとの貸付決定となっております。

(裏)

## 特 約 事 項

## (償還)

この資金の償還に当たっては、決定された償還方法と期間に基づいて和歌山県知事が発行する納入通知書により、和歌山県の指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理機関へ納入する。

## (違約金)

元金及び利子を納入期限までに納入しなかった場合は、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第17条（同令第31条の7又は第38条において準用する場合を含む。）に従って、延滞元利金額につき年5%の割合で支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を支払う。

## (一時償還)

借主が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第16条（同令第31条の7又は第38条において準用する場合を含む。）に該当した場合は一時償還する。

## (保証債務)

連帯保証人は、この貸付金の借受けによって生ずる一切の債務について、借主及び連帯借主と連帯して履行する。

## (強制執行)

借主、連帯借主及び連帯保証人は、地方自治法施行令第171条による督促を受けた後相当の期間を経過してもなお債務を履行しないときは、強制執行を受けても異議のないことを認諾したものとする。

## 注 意 事 項

- 1 借主、連帯借主、連帯保証人及び法定代理人の押印は実印によること。
- 2 修学資金、修業資金、就職支度資金又は就学支度資金を借りたときは、連帯借主である児童自身が氏名を記入の上、押印すること。
- 3 借用金額は、訂正しないこと。
- 4 借主、連帯借主、連帯保証人及び法定代理人の印鑑登録証明書を添付のこと。

別記第13号様式

母子・父子・寡婦 福祉資金貸付金台帳

償 還 計 画 表

年 月 日

	担当部署		貸付番号	回数	償還 期限	調定		収入		領収日	回数	償還 期限	調定		収入		領収日		
	資 金					元金	利子	元金	利子				元金	利子	元金	利子			
貸 付	借主	氏名	生年月日 (才)																
		状況	自宅	- -															
		住所	携帯	- -															
	連帯借受人	氏名	生年月日 (才)																
		続柄	自宅	- -															
		住所	携帯	- -															
	連帯保証人	氏名	生年月日 (才)																
		続柄	自宅	- -															
		住所	携帯	- -															
	連帯保証人	氏名	生年月日 (才)																
続柄		自宅	- -																
住所		携帯	- -																
その他																			
貸付金額		貸付期間		決定年月日															
		から																	
月 額	期 間	月数	金 額	摘 要	母子父 子寡婦 類 型														
	~																		
	~																		
貸付区分		通学区分	停 止	事由	発生年月														
修学 施設	公私別	学校区分	修学年限	学校名															
			~																
償 還	繰上 等	変更区分	償還回数	償還期限	主償還人														
	期間満了 等 年月	据置 月数	据置期間 延長	償還期間	償還 方法	償還 回収													
				~															
利子		賦金	支払猶予	月数															
		元 金	利 子	合 計	違約金														
要償還額																			
既調定額																			
未調定額																			
収入済額																			
滞 納 額																			
貸付事由																			
備 考																			
		金融機関名		預金種目	口座番号	口座名義人													
		貸付金口座																	
		請求口座																	
		元利免除																	
		違約金免除																	
		不納欠損																	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の規定に基づいて提出されている書類は、改正後の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の規定に基づいて提出されたものとみなす。